

《騎手・調教師に関わる処分規定 抜粋》

○帯広市ばんえい競馬実施条例施行規則

平成19年3月30日

規則第15号

第2章 開催執務委員

(開催執務委員の職務執行のための措置)

第20条 開催執務委員は、その職務を執行するために必要があると認めるときは、関係者から必要な事項に関し報告を求め、又は関係者に対して必要な命令若しくは指示をすることができる。

第5章 競走

(出走の制限)

第34条 馬主は、競走に勝利を得る意思がないのに馬を出走させてはならない。

第35条 馬主は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条の家畜伝染病にかかっている馬若しくはその疑いがあると診断された馬、同法第32条第1項の規定により馬についての都道府県の区域内での移動、都道府県内への移入若しくは都道府県外への移出が禁止された場合における当該都道府県の区域内に所在する馬又は同条第2項の規定により馬についての指定に係る区域外への移出が禁止された場合における当該指定に係る区域内に所在する馬を競走に出走させてはならない。

第36条 速度を増し、又は減ずるために、馬体に特別な装置をし、若しくはそり及び競走用具に加工並びに操作を加えて、競走に出走させてはならない。

第37条 鉄さいその他の他の馬に危険を及ぼすおそれのある特殊な加工をしたてい鉄を使用した馬は、競走に出走させてはならない。

(薬品等の使用の禁止等)

第38条 何人も、出走投票に係る馬その他の競走に出走させようとする馬（以下「出走予定馬」という。）について、別表第1に掲げる薬品又は薬剤（以下「禁止薬物」という。）を使用してはならない。

2 何人も、禁止薬物以外ののものであっても、出走予定馬について馬の競走能力を一時的に高め、又は減ずる目的をもって使用してはならない。

3 禁止薬物の影響下にある馬を出走投票してはならない。

4 調教師は、前3項の規定に違反する行為を防止するため、自己の管理する馬について適切な措置をとらなければならない。

5 獣医委員は、出走予定馬について、第1項から第3項までの規定に違反する行為があつ

たと認める場合又はその疑いがあると認める場合には、当該馬につき、馬体の検査、検査材料の採取その他必要な措置をとることができる。

(前検量)

第41条 競走において騎乗しようとする騎手は、騎手重量については当該競走の発走時刻前90分から40分までの間に、ばんえい重量については当該競走の発走時刻の10分前までに前検量を受けなければならない。ただし、引き続き2以上の競走に騎乗しようとするとき、騎手の変更により新たに騎乗することとなったときその他検量委員がやむを得ない事由があると認めたときは、定められた時間外に前検量を受けることができる。

2 検量委員は、前項の規定により前検量を行った騎手重量を速やかに発表しなければならない。この場合において、重量に0.5キログラムに満たない端数があるときはこれを切り捨て、0.5キログラムを超え1キログラムに満たない端数があるときは、これを0.5キログラムとして発表しなければならない。

3 ばんえい重量の検量は、検量委員が必要とするときを除き、点検をもってこれに替えることができる。

第43条 騎手は、競走において騎乗する馬に当該馬に係る負担重量に相当する重量を負担させ、かつ、前条の規定により検量した装具等を使用しなければならない。

2 騎手は、やむを得ない理由がある場合において、その旨を第40条の前検量の際に検量委員に申し出その許可を受けたときは、前項の規定にかかわらず、騎乗する馬に当該馬に係る騎手重量を超える重量を負担させることができる。

3 前項の規定により、当該馬に係る騎手重量を超えて負担させることができる重量は、2キログラムを超えることができない。

4 騎手は、やむを得ない理由がある場合において、その旨を第40条の前検量の後に馬場管理委員、裁決委員又は発走委員に申し出その許可を受けたときは、第1項の規定にかかわらず、前条の規定により検量した装具等に替えて別の装具等を使用することができる。

(装あん所及び下見所への引付け)

第44条 調教師は、競走に出走させようとする馬を、当該競走の発走時刻の50分前までに装あん所に引き付けなければならない。

2 調教師は、馬場管理委員の指示に従い、ガラ、わらび型、背吊り、よびだし、番号ゼッケン等を装着しなければならない。

3 調教師は、馬場管理委員の指示に従い、馬を装あん所から下見所に引き付けなければならない。

4 調教師は、馬場管理委員の許可を受けて、その所属するきゅう務員に第1項及び前項の行為を行わせることができる。

第45条 騎手は、騎乗しようとする競走の発走時刻の30分前までに下見所に集合しなければならない。ただし、馬場管理委員がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(競走用具の装着)

第46条 騎手は、発走地点において、胴引、かじ棒及び手綱の装着をしなければならない。

(馬場への入場方法)

第49条 騎手は、馬場へ入場した馬を審判所の前において常歩により通過させなければならない。

2 馬場管理委員又は発走委員が許可した場合を除き、馬場へ入場してから発走線に整列するまでの間、馬には口を取る者がついてはならない。

3 裁決委員又は発走委員が許可した場合を除き、馬場へ入場した騎手は、下馬することができない。

(発走)

第50条 騎手は、発走委員による集合合図があったときは、出走すべき馬を速やかに発走地点に集合させなければならない。

2 騎手は、発走委員の指示に従って、出走すべき馬を馬の番号により定められた発馬機の枠に速やかに入れなければならない。

第54条 発走委員は、騎手が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、その騎手の氏名及び該当する事項を遅滞なく裁決委員に通知しなければならない。

(1) 発走合図の前に突進その他の行為により、馬の発走に利益を得ようとし、又は発走を遅延させたとき。

(2) 馬を緩慢に発走させたとき。

(3) 発走合図があったにもかかわらず馬を発走させなかったとき。

(騎手服、競走用具等の使用)

第55条 騎手は、競走に騎乗するときは、市長が別に定める騎手服、帽子及び番号ゼッケンを用いなければならない。

第56条 競走に用いるそり、重量物、胴引、かじ棒及び手綱は、市長が定めたものを用いなければならない。

第57条 騎手は、むちその他これに類するものを使用して競走に騎乗してはならない。

(競走)

第58条 騎手は、競走において、馬の全能力を発揮させなくてはならない。

第59条 騎手は、指定された走路をみだりに変えてはならない。

2 騎手は、競走中他の馬を押圧し、他の馬に衝突し、又は障害を斜めに登坂してはならない。

第60条 騎手は、競走中手綱の端でべん打してはならない。

第61条 騎手は、競走中みだりに高声を発し、又は手綱を不当に使用し、その他威嚇行為をしてはならない。

第62条 騎手は、競走中重量物の上に立ち乗りしてはならない。

第63条 騎手は、競走中馬が当該競走の走路外に逸走した場合において当該競走を継続しようとするときは、逸走し始めた地点に引き返さなければならない。

2 騎手は、競走中騎手又は重量物がそりから落ちた場合において当該競走を継続しようとするときは、そりから落ちた地点に引き返した上で騎乗し、又は重量物を積載しなければならない。

第64条 騎手は、競走中競走用具その他の補正のため、そりから降りようとするときは、裁決委員の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けてそりから降りた騎手は、その降りた地点から競走を継続しなければならない。

第65条 騎手は、競走中馬の競走能力に著しい変化があったと認めるとき、又は馬体及び馬装に変化があったと認めるときは、競走終了後、直ちに裁決委員にその旨を報告しなければならない。

(後検量)

第68条 通過順位が第1位から第6位までの馬の騎手及び裁決委員が特に指定した騎手は、当該競走終了後、直ちに検量委員の指示に従って後検量を受けなければならない。

(失格)

第71条 裁決委員は、第72条の2第3項の規定による着順確定前に、決勝線を通じた馬につき次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該馬を失格とする。

- (1) 第38条第1項から第3項までの規定に違反する行為があったとき。
- (2) 負担重量について不正があったとき。
- (3) 騎手が正当な理由がないのに馬の全能力を発揮させなかったとき。
- (4) 騎手が第36条の規定に違反したとき。

- (5) 第59条、第60条又は第61条の規定に違反して他の馬の走行を妨害したと認められる行為(他の騎手又は他の馬の動作による危険を避けるためにやむを得ず第59条の規定に違反して他の馬の走行を妨害する行為を除く。以下「有責妨害」という。)のうち、極めて悪質かつ他の騎手又は他の馬に対する危険な行為であつて、当該行為が競走に重大な支障を生じさせたとき。
- (6) 騎手が第63条の規定に違反したとき。
- (7) 騎手が第64条第2項の規定に違反したとき。
- (8) 騎手が第68条第1項の後検量を受けなかったとき(同条第2項に該当する場合を除く。)
- (9) 負担重量につき、前検量において検量された重量から後検量において検量された重量を差し引いた重量が12キログラムを超えるとき。
- (10) 真正な発走合図を受けてから重賞、準重賞及び特別競走においては10分(ばんえい記念競走以外の重賞、準重賞及び特別競走であつて通過順位第3位の馬が7分以内に通過した場合はその通過したときから3分)、普通競走においては8分(通過順位第3位の馬が6分以内に通過した場合はその通過したときから2分)を経過して決勝線を通じたとき。
- (11) 競走に関し、馬が不正な協定の実行その他不正な目的に供されたとき。

(降着)

第72条 裁決委員は、次条第3項の規定による着順確定前に、決勝線を通じた馬(前条の規定により失格となった馬(以下「失格馬」という。)を除く。)が有責妨害を行ったと認め、かつ、当該有責妨害を行ったと認められた馬が被害馬(当該有責妨害を受けた一の馬であつて、決勝線を通じたもの(失格馬を除く。)をいう。以下同じ。)より前又は同時に決勝線を通じた場合において、当該有責妨害がなければ、被害馬が当該有責妨害を行ったと認められた馬より前に決勝線を通じたとき、その馬を降着とする。ただし、被害馬が当該有責妨害を行ったと認められた馬に対し有責妨害を行ったと認めた場合には、その馬を降着としないことができる。

2 前項の規定により降着となった馬(以下「降着馬」という。)は、その対象被害馬(降着の裁決の対象となった被害馬をいう。別表第2において同じ。)より後の着順とする。

(失格又は降着の裁決の申立て)

第73条 競走に出走した馬の馬主、調教師(第107条第2項に規定する業務の委託を受けた調教師及び委員長の指名する調教師を含む。)又は騎手は、その競走において当該馬に対

し有責妨害を行ったとする馬を第71条第1項第5号の規定による失格又は第72条第1項の規定による降着とする裁決を求める旨の申立てを行うことができる。

- 2 前項の申立ては、代理人をもってすることができない。
- 3 第1項の申立ては、当該競走の着順が確定するまでに、裁決委員に対し、書面を提出することにより行わなければならない。
- 4 裁決委員は、第1項の申立てにつき裁決をしたときは、遅滞なく、その申立てを認めるか否かを申立てを行った者に対して通知しなければならない。

(理化学検査)

第74条 市長は、競走に出走した馬のうち、通過順位が第2位までの馬及び裁決委員が指定した馬については、禁止薬物に関する検査（以下「理化学検査」という。）を行う。

- 2 前項に規定する馬の調教師は、当該競走の着順確定後、直ちに当該馬を検体採取所に引き付け、当該馬の検体（尿又は血液をいう。以下同じ。）の採取が終了するまで当該馬を検体採取所にけい留しておかななければならない。ただし、獣医委員が、特に必要と認めたときは、当該採取を検体採取所以外の場所で行うことができる。
- 3 前項の調教師は、当該馬について獣医委員又はその命を受けた者が行う理化学検査のために必要な検体の採取を拒んではならない。
- 4 第1項に規定する馬に対しては、当該競走終了後から検体の採取が終了するまでの間、薬品若しくは薬剤を使用し、又は給飼してはならない。ただし、獣医委員が特に認めた場合は、この限りでない。
- 5 市長は、採取した検体をA検体及びB検体に分割し、それぞれの容器に同一の検体番号を付するものとする。
- 6 第2項の調教師は、立会者として当該馬の検体の採取、A検体、B検体への分割及び分割されたA検体とB検体の容器に付ける貼札の番号が同一であることを確認し、その上で検体採取台帳に記名押印しなければならない。
- 7 第2項の調教師は、獣医委員の許可を受けて、その所属するきゅう務員に同項及び前項の規定による行為を行わせることができる。

(賞金等の返還等)

第78条 前条第1項の規定により失格となった馬があった場合において、当該競走における当該馬に係る賞状、賞品、賞金、奨励金、手当その他これらに類する金品（以下「賞金等」という。）を既に受領している者は、市長が指定する期日までに、当該賞金等を市長に返還しなければならない。

2 前条第2項の規定により着順が変更された馬に係る当該競走における賞金等の取扱いについては、市長が競馬番組で定める。

## 第6章 競馬の公正の確保

(関与の禁止又は停止)

第79条 次の各号のいずれかに該当する馬主、調教師、騎手又はきゅう務員（各号のいずれかに該当することとなった当時（第16号及び第17号については、その有罪判決の中で示された罪となるべき事実があった当時）において当該身分を有していた者を含む。）に対しては、競馬に関与することを禁止し、又は停止する。

- (1) 第38条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (2) 第38条第1項から第3項までの規定に違反する行為に係る馬を事情を知って出走させ、又は出走させようとした者
- (3) 不正な目的をもって第108条の規定に違反した馬主
- (4) 不正な目的をもって第109条の規定に違反した馬主
- (5) 前2号の違反に係る馬を、事情を知って預託を受けた調教師
- (6) 不正な目的をもって出走させることができない馬を出走させ、又は出走させようとした者
- (7) 馬登録証を偽造し、若しくは変造した者又は馬登録証を不正に行使して馬の出走を申し込み、若しくは出走させた者
- (8) 競走に関し、不正な目的をもって馬主、調教師、騎手又はきゅう務員に対し、暴行し、脅迫し、又は財物その他の利益を与え、若しくは与えることを約束した者
- (9) 競走において、不正な目的をもって馬の全能力を発揮させなかった騎手
- (10) 不正な目的をもって第43条第1項の規定に違反した騎手
- (11) 競走に関し、不正な協定の申込みをし、又は不正な協定をした者
- (12) 競走に関し、不正な目的をもって財物その他の利益を収受し、要求し、又は収受することを約束した者
- (13) 競走に関し、不正な目的をもって競走用具に不正な処置をし、又はしようとした者
- (14) 競走に関し、不正な目的をもって競走馬に危害を加え、若しくは加えようとし、又は不正な措置をし、若しくはしようとした者
- (15) 競馬の開催を妨害し、又は開催執務委員その他の競馬に関する事務に従事する者の職務執行を妨害した者
- (16) 法、日本中央競馬会法（昭和29年法律第205号）、自転車競技法（昭和23年法律第

209号)、小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)又はモーターボート競走法(昭和26年法律第242号)の規定により、罰金以上の刑に処せられた者

(17) 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられた者であつて競馬の公正を害するおそれがあると認めるとするに足りる相当の理由があるもの

(出走停止)

第80条 馬が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその出走を停止する。

- (1) 競走において他の馬に危険を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 調教が十分でなく、又は健康に支障があるとき。
- (3) 馬主が第31条第1項ただし書の許可を受けずに出走投票を取り消したとき。
- (4) 第38条第1項から第3項までの規定に違反する行為があつたとき。
- (5) 競走に関し、不正な協定の実行に供され、又は供されるおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、競走の公正を害するおそれがあるとき。

第81条 市長(競馬の開催期間内においては、委員長。以下次条及び第84条において同じ。)

は、馬主(法人にあつてはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)、組合にあつてはその組合員。以下この条において同じ。))が法の違反で起訴されたとき、その他競馬の公正を害するおそれがあると認められる行為に係る刑事事件において起訴されたときは、当該起訴に係る裁判の判決が確定するまでの間、当該馬主の所有する馬(共有馬を含み、法人の役員にあつてはその法人の所有する馬とし、組合の組合員にあつてはその組合の組合財産である馬とする。以下次項、次条及び第83条において同じ。))の出走申込み又は出走を拒否する。

2 市長は、前項に規定するもののほか、馬主に著しく競馬の公正を害する行為があつたと認めるときは、当該馬主の所有する馬の出走申込み又は出走を拒否することができる。

第82条 馬主が第108条又は第109条の規定に違反したときは期間を定めて当該馬主の名義に係る馬の出走を停止する。

第83条 第78条第1項の規定により、賞金等を返還しなければならない馬主が、同項の市長が指定する期日までにこれらを返還しないときは、その返還のあるまでの間、当該馬主(共有馬の場合にあつては、当該馬を共有するすべての馬主)の所有する馬の出走申込み又は出走を拒否する。

(調教若しくは騎乗の停止、戒告又は賞典停止)

第84条 市長は、馬主、調教師、騎手又はきゆう務員が次の各号のいずれかに該当するときは、戒告し、又は期間を定めて調教若しくは騎乗を停止する。



- (1) 第20条の規定による報告を拒み、又は同条の規定による命令若しくは指示に従わなかったとき。
  - (2) 第34条から第37条まで、第38条第3項、第43条第1項、第44条第2項若しくは第3項、第45条、第46条、第55条から第57条まで、第60条から第65条まで、第68条第1項、第74条第2項から第4項まで若しくは第6項、第78条第1項又は第106条から第115条までに違反したとき。
  - (3) 第50条の規定に違反したとき、又は第54条の各号のいずれかに該当したとき。
  - (4) 正当な理由がないのに、第41条第1項、第44条第1項、第49条、第58条又は第59条の規定に違反したとき。
  - (5) 第38条第1項から第3項までの規定に違反する行為に係る馬を事情を知らないで出走させ、又は出走させようとしたとき。
  - (6) 業務上の注意義務を怠ったとき。
  - (7) 競馬の健全な施行に著しい悪影響を及ぼすべき非行のあったとき。
  - (8) 前各号に掲げる場合のほか、競馬の公正を害し、若しくは害しようとし、又は競走に支障を生じさせたとき。
- 2 前項の処分を受けた調教師、騎手又はきゆう務員には、期間を定めて賞金等の全部又は一部を交付しない措置（以下「賞典停止」という。）をとることができる。
- 3 前2項の規定は、調教師が馬主の代理人として行った行為については、裁決委員が必要があると認められた場合に限り調教師に適用する。

第85条 市長は、調教師又は騎手が法の違反で起訴されたときその他競馬の公正を害するおそれがあると認められる行為に係る刑事事件について起訴されたときは、当該起訴に係る裁判の判決が確定するまでの間、その者の管理する馬の出走申込み若しくは出走又はその者の騎乗の申込み若しくは騎乗を拒否する。

2 市長は、前項に規定するもののほか、調教師又は騎手に著しく競馬の公正を害する行為があったと認めるときは、その者の管理する馬の出走申込み若しくは出走又はその者の騎乗の申込み若しくは騎乗を拒否することができる。

（処分の権限）

第86条 第79条、第80条、第82条及び第84条の規定による処分（賞典停止を含む。以下同じ。）のうち、競馬の開催期間内において発生した競馬開催に係る事由に基づくものについては、30日以内の期間の馬の出走停止、10日以内の期間の調教若しくは騎乗の停止若しくは戒告又は10日以内の期間の賞典停止は裁決委員が、その他の処分は委員長が行う。

- 2 裁決委員は、競馬の開催期間内において発生した競馬開催に係る事由に基づき競馬関与の禁止若しくは停止、30日を超える期間の馬の出走の停止、10日を超える期間の調教若しくは騎乗の停止又は10日を超える期間の賞典停止を行う必要があると認めるときは、取調書類を作成し、意見を付けて委員長に提出しなければならない。
- 3 委員長は、処分を行おうとするときは、開催執務委員の中から委員長があらかじめ指定した者が出席した開催執務委員会において、その過半数の同意を得て行わなければならない。
- 4 競馬開催期間外において発生した事由又は直接競馬開催にかかわらない事由に基づく処分については、市長が行う。
- 5 市長は、競馬開催期間外において発生した事由又は直接競馬開催にかかわらない事由に基づくものについて競馬関与の禁止若しくは停止、30日を超える期間の馬の出走の停止、10日を超える期間の調教若しくは騎乗の停止又は10日を超える期間の賞典停止を行う必要があると認めるときは、処分委員会を開催して、その処分を決定する。
- 6 処分委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(処分の通知)

第87条 前条までの規定により処分を行ったときは、遅滞なく、文書をもって本人に通知しなければならない。

## 第9章 競馬関係者の責務等

(調教師の指導監督の義務)

第106条 調教師は、その所属する騎手及びきゅう務員に対して、競馬の公正を害することのないよう指導監督しなければならない。

(臨場の義務等)

第107条 調教師は、その管理する馬が競走に出走するときは、競馬場においてその業務を行わなければならない。ただし、疾病その他やむを得ない理由により競馬場においてその業務を行うことができない場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合にあつては、裁決委員の許可を受けて当該調教師からその業務の委託を受けた調教師又は委員長の指名する調教師がその業務を行わなければならない。
- 3 前項の許可を受けようとする調教師は、次に掲げる事項を記載した申請書を裁決委員に提出しなければならない。

(1) 馬名

(2) 競馬場において業務を行うことができない期間及びその理由

(3) 当該業務の委託を受けた調教師の氏名及びその者が当該業務に関して使用する印鑑  
(名義貸し等の禁止)

第108条 馬主は、自己の所有でない馬（その者が組合馬主である場合には、組合馬主財産  
でない馬）につき自己の名義で出走申込みをし、又は出走させてはならない。

第109条 何人も自己の所有している馬（その者が組合馬主である場合には、組合財産であ  
る馬）につき、他人の名義で出走申込みをし、又は出走させてはならない。

第110条 調教師は、前2条の違反に係る馬の預託を受けてはならない。

第111条 調教師は、自己の管理する馬につき第108条又は第109条の規定に違反する事由が  
あることを知ったときは、速やかにその旨を市長（競馬の開催期間内においては、裁決委  
員）に報告しなければならない。

(預託契約)

第112条 調教師でなければ、馬主から馬の預託を受けてはならない。

2 調教師は、馬の所有者（その者が組合馬主である場合には、当該馬を組合財産としてい  
る組合馬主）と預託契約を締結したとき、預託契約を変更したとき又は預託契約を解除し  
たときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(馬の飼養又は調教の補助)

第113条 調教師は、市長の認定を受けたきゅう務員又は市長が特に認めた者でなければ預  
託契約に係る馬の飼養又は調教を補助させてはならない。

(きゅう舎の監視)

第114条 競馬の開催期間内において、委員長の指示を受けた者が馬の監視のためきゅう舎  
内へ立ち入る場合には、これを拒んではならない。

(不正行為等についての報告)

第115条 次の各号のいずれかに該当するときは、調教師、騎手又はきゅう務員は、直ちに  
市長（競馬開催期間内においては、裁決委員）にその旨を報告しなければならない。

- (1) 競走に関し、不正な協定の申込みを受けたとき。
- (2) 競走に関し不正な目的をもって、暴行若しくは脅迫を受け、又は財物その他利益の  
提供若しくは提供の申込みがあったとき。
- (3) 競走に関し不正な目的をもって、競走馬に危害が加えられようとし、又は不正な処  
置がされ、若しくはされようとしたとき。
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、競馬の公正を害し、信用を失つしする行為があったこ  
とを知ったとき。

